

PCB廃棄物等の処分に係る流れと必要な届出について

※一部のPCB汚染物については、高濃度となる場合の基準が変更されています。青森市ホームページでご確認ください。

【PCB含有の疑いがある物について】
Q1：現在、その物は使用していますか？

いいえ

はい

Q2：濃度測定または銘板等の情報から判明した、その物に含まれるPCBの濃度は0.5mg/kgを超えていますか？

いいえ

はい

【通常の産業廃棄物です】
「金属くず」等、その物の産業廃棄物の区分に従い、適正に処理を行ってください。

【PCB廃棄物です】
毎年6月30日までに、都道府県（市）へ、前年度の「保管及び処分状況等の届出」を行ってください。
新規の届出となる場合は、保管状況や濃度がわかる資料（写真・測定結果等）を添付してください。
（様式第一号を提出）

Q3：廃棄物に含まれるPCBの濃度は5,000mg/kgを超えていますか？

いいえ

はい

Q2：濃度測定または銘板等の情報から判明した、その物に含まれるPCBの濃度は0.5mg/kgを超えていますか？

※1：使用中の製品の濃度測定は、絶縁油の採取等で感電事故が発生しないよう、電気主任技術者等の確認のもと、安全に留意して行ってください。

※2：絶縁油を採取すると使用を継続できないものについては、廃棄時に濃度測定を行うようにしてください。

なお、濃度測定の結果、PCBの含有が確認されたものは、濃度に従った処分期間が設定されています。

万一該当した場合でも期間内に処分できるよう、計画的な機器更新をお願いします。

※3：安定器については、分解等を行わず、銘板による判定を行い、判定できないものについては、日本照明工業会ホームページに記載されている情報を参考に判断してください。

いいえ

はい

【PCB不使用の製品です】
使用を終了した場合、「金属くず」等、その物の産業廃棄物の区分に従い、適正に処理を行ってください。

【低濃度PCB廃棄物です】
・R9.3.31までに処分する必要があります。
・処分は、環境省が認定した「無害化処理施設」又は都道府県知事が許可した施設に委託してください。

【高濃度PCB廃棄物です】
・変圧器、コンデンサー等はR4.3.31までに処分する必要があります。
・上記以外のもの（安定器等）はR5.3.31までに処分する必要があります。
・処分は、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に委託してください。

【PCB使用製品です】
・電気事業法上の「電気工作物」に該当する場合は、経済産業省へ「電気関係報告規則」に基づく届出が必要です。

・電気事業法の届出対象外のもので、濃度が5,000mg/kgを超えるものは、「高濃度PCB使用製品」として、毎年6月30日までに、都道府県（市）へ、「廃棄の見込み」を届け出る必要があります。

使用製品を廃棄

処分

処分

【処分完了の届出】
※①高濃度PCB廃棄物を全て処分した場合、②低濃度PCB廃棄物を全て処分した場合又は③全てのPCB廃棄物を処分した場合に必要となります。

・PCB廃棄物の処分を他人に委託した日（処分の契約を行った日）から20日以内に、「処分完了の届出」を、都道府県（市）に届け出る必要があります。

届出には、処分業者との契約書の写しを添付してください。**（様式第四号を提出）**

・処分完了届出後、翌年度の「保管及び処分状況等の届出」に、処分時のマニフェストE票の写しを添付して提出していただくと、PCB廃棄物に関する届出は全て終了となります。

（様式第一号を提出）

【PCB使用製品⇒PCB廃棄物】

・全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した場合は、「廃棄完了の届出」を、廃棄した日から20日以内に、都道府県（市）に届け出る必要があります。

（様式第四号を提出）

・濃度が0.5mg/kgを超えるPCB使用製品の廃棄後は、「PCB廃棄物」として、都道府県（市）に、毎年度の「保管及び処分状況の届出」を行ってください。（点線矢印へ）